

## 賃金引上げ要求 及び 夏季手当支払い要求第1回交渉開催

本日、3月1日本部は、本社会議室において賃金引上げ(申5号)及び夏季手当支払い要求(申7号)について会社側と第1回交渉を開催した。

組合側要求趣旨説明から始まり、会社側から世界情勢、景気動向、また当社を取り巻く経営環境、とこれからの課題等の説明があった。会社は、一昨年、昨年とベースアップを実施したが、経営環境は昨年、一昨年とは違う、また公共交通機関として世間より突出した回答は出来ないとした。組合側からは最高益に見合ったベースアップと夏季手当を要求すると同時に、連合集中回答日までに回答することを強く求めた。会社は、今後、賃上げ要求と夏季手当支払い要求に対して真摯に議論していくとし、次回交渉は窓口間で協議し開催を決めるとした。

### 1. 賃金引き上げ等について (申5号)

- (1) 定期昇給を実施すること。
- (2) 2016年4月1日の定期昇給後の基準内賃金を、一人平均3,000円引き上げること。
- (3) エルダー社員及び契約社員についても、社員に準じて賃金を引き上げること。

### 2. グループ会社に対する契約単価を見直し、グループ会社社員の賃金引上げに寄与すること。

#### 1. 2016年度夏季手当要求について(申7号)

- (1) 基準内賃金の3.2ヶ月分を6月30日までに支払うこと。
- (2) 成績率の適用については公正厳格に行うとともに、人材育成に有効に活用すること。
- (3) 好調な企業業績を踏まえ、安全・サービスに更なる投資を行うこと。

公平な配分なき経営構想は社員のモチベーションは上がらない！満額回答を求める！